



第59回 社長の右腕セミナー

会社を守る就業規則の作り方



令和3年4月1日より中小企業も同一労働同一賃金が始まりました。
 令和2年10月に最高裁の判断が示されました。
 最高裁判決の解説を行うと共に、企業として同一労働同一賃金の対応について、賞与、退職金、家族手当など正社員と有期契約社員との間での違いを設けることの違法・適法性について具体的に説明します。

第1章 同一労働 同一賃金の対応方法

- 1 最高裁判決のポイントとその影響
- 2 均等待遇・均衡待遇の基本構造
- 3 相違の内容及び理由の説明義務
- 4 不合理の判断基準
- 5 不合理と判断された場合の対応
- 6 職務内容の相違の「可視化」をする
- 7 正社員登用制度の創設と運用
- 8 基本給・賞与・退職金・各種手当の合理・不合理性の検証
- 9 就業規則危険度チェック

第2章 強い会社は良い採用から

- 1 採用・不採用は企業の自由です
- 2 真実告知義務ってなに？
- 3 面接時に確認すべき4つのポイント
- 4 失敗しない採用の仕組みをつくろう
- 5 試用期間の上手な活用法

全体のまとめ 今後の動向

安定経営と社員の雇用を守る

◎備えあれば憂いなし ×後悔先に立たず
予防を重視した労務管理をお勧めします。

裏面もご覧ください



- 6月4日 (金) 13:30~15:30 会場：富山県民共済センターサンフォルテ 305号室
- 6月17日 (木) 13:30~15:30 会場：黒部市民会館 203号室
- 6月21日 (月) 13:30~15:30 会場：ミラージュホール 106号室
- 6月24日 (木) 13:30~15:30 会場：高岡商工会議所 506号室
- 6月25日 (金) 13:30~15:30 会場：高周波文化ホール 第1研修室
- 6月29日 (火) 13:30~15:30 会場：砺波市文化会館 農事研修室

※おすすめ：社長+実務担当者と一緒に参加されることをお勧めします。☆一般社員のみの参加はお断り致します。

※参加費：1社 10,000円 3名様まで参加可能、追加料金は発生しません ☆当社顧問企業様は無料です。

※参加人数：各会場10社まで素早い意思決定をされた方

会社を守る就業規則の作り方 ●参加日 6月 日に参加します。

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 御社名 | | TEL | FAX |
| 御氏名 | | 役職 | |
| 御氏名 | | 役職 | |
| 御氏名 | | 役職 | |



FAX 0765-33-5150

申込締切
6月7日まで

お問い合わせTEL：0765-33-5151
 黒部市荻生5297番地





高齢者雇用の対応実務



70歳までの就業機会の確保

令和3年4月1日から高齢者雇用安定法が改正され、70歳まで就業させる措置を講じることが**努力義務化**されました。努力義務なので、**強制ではありません**。しかし、いずれ**義務化**されるでしょう。高齢者雇用をめぐる労働環境の変化や各法令との関係賃金の再設計を裁判例などを参考として解説します。

高齢者雇用の現状把握

1. 高齢者を取り巻く環境の移り変わり
2. 年金の支給年齢の引き上げについて
3. 高年齢継続給付の引き下げについて
4. 70歳までの就業機会の確保とは？
5. 継続雇用する選定基準の作成方法
6. 無期転換権の行使について
7. 第二定年・第三定年を設定する意義

再雇用者の賃金設計の考え方

1. 定年再雇用と同一労働同一賃金の関係
2. 定年退職後の賃金減額に関わる裁判例
3. 定年後の賃金設計の考え方
4. グループ会社でも再雇用できる。
5. 65歳以降は他社でも再雇用できる。
6. 65歳以降は個人事業主にもなれる。
7. 2社で雇用保険の特例加入ができる。

全体のまとめ 今後の動向

会社は今から何をすべきか？
就業規則の変更などチェックします。

裏面もご覧ください



□6月11日 (金) 13:30~15:30会場：富山県民共済センターサンフォルテ 305号室

□6月15日 (火) 13:30~15:30会場：高岡商工会議所 506号室

※おすすめ：社長+実務担当者と一緒に参加されることをお勧めします。☆一般社員のみ参加はお断り致します。

※参加費：1社 10,000円 3名様まで参加可能、追加料金は発生しません ☆当社顧問企業様は無料です。

※参加人数：各会場10社まで素早い意思決定をされた方

高齢者雇用の対応実務 ●参加日 6月 日に参加します。

| | | | |
|-----|--|-----|-----|
| 御社名 | | TEL | FAX |
| 御氏名 | | 役職 | |
| 御氏名 | | 役職 | |
| 御氏名 | | 役職 | |



FAX 0765-33-5150

申込締切
6月7日まで

お問い合わせTEL：0765-33-5151
黒部市荻生5297番地

